

# 長浜市議会議員ソーシャルメディア運用ガイドライン

令和4年5月20日  
議会運営委員会決定

Facebook、ブログなどのソーシャルメディアによる情報発信については、リアルタイムな情報発信ができ、また発信した情報に対する他の利用者の意見を聴取することが可能であり、今日では非常に有効的な情報発信手段の一つとなっている。

しかし、一度発信した情報を完全に削除することは困難であるため、誤った情報や誤解を招く情報を発信した場合は、情報の訂正が難しく、トラブルになる場合がある。

このため、長浜市議会議員として、ソーシャルメディアを利用し情報発信する場合の留意すべき事項等（ソーシャルメディア運用ガイドライン）を策定する。

## 1. ソーシャルメディアとは

ブログ、Twitter、電子掲示板、Facebook、YouTubeなど、インターネットを利用して、利用者が情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりすることで、不特定多数の他の利用者とのコミュニケーションを可能とする情報伝達媒体をいう。

## 2. 留意すべき事項

- ①長浜市議会基本条例及び長浜市議会議員政治倫理条例の精神に基づき、議員としての自覚と責任を持ち、良識ある情報内容とすること。
- ②基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意すること。
- ③発信する情報は、正確を期すとともに、誤解を招くことのないよう努めること。
- ④発信した情報により他者を傷つけた場合や誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- ⑤発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応すること。
- ⑥公式発表を考慮するなど、適切な時期に情報を発信すること。
- ⑦一度発信した情報を完全に削除することは困難であることを認識すること。

## 3. 発信すべきでない情報

- ①特定の企業・団体への利益誘導を目的とするもの
- ②不敬な言い方を含む情報
- ③人種、思想、信条等に関し、差別的な表現を含んだ情報、または差別を助長させる情報
- ④違法行為または違法行為を煽る情報
- ⑤単なる噂や噂を助長させる情報
- ⑥その他公序良俗に反する一切の情報
- ⑦上記の内容を含むホームページのリンク情報